

おらが村の山野草

シリーズ①

花期 5~8月

ハマエンドウ

(マメ科)

Lathyrus japonicus subsp. *japonicus*

海岸の砂地に生える多年草。長い地下茎をのびして繁殖する。茎は地上に広くはいまわり、上部は斜上する。葉は4~6対の小葉が向き合っている。葉のつけ根からてた花柄の先端に3~6個の赤紫色の花をつける。



あんしん家族



●お申し込み期間

平成10年2月20日~3月31日

■お問い合わせ
役場観光商工課 ☎82-5715

もしもの時の
助け合い

平成10年度

交通災害共済

●交通災害共済とは

会員が交通事故により死傷された場合に、共済見舞金を支給する事業です。県内一二の市町村が共同で運営している共済制度です。

●申込方法

各区长を通して、全世帯に申込書をお届けします。申込書には今年一月末現在の世帯員が記載されていますので、お手数でも転出や死亡などをご確認の上、加入する人数分の会費を添えて、区长に提出してください。また、個人で直接手続きする人は、取扱金融機関まで。なお、二月一日以降転入した人は、世帯員が記載されていない

い白紙の申込書をお届けしますので、記載の上申し込みください。

●取扱金融機関

越後中央農協岩室支店・和納支店・間瀬支店、巻信用組合岩室支店・和納支店、第四銀行巻支店

共済期間

平成10年 平成11年
4/1~3/31

会費年間ひとり
500円

見舞金

2万円 (死亡時)
最高120万円 (死亡時)

途中加入

1人・500円
期間 平成11年3/31迄

●対象となる交通災害

自動車・電車等の交通に伴う交通災害(自転車等の自損事故も対象)

見舞金が支払われないもの

- 会員の故意又は重大な過失による場合
- 会員の無免許・無資格運転又は酒気帯び運転の場合 (これらの事情を知りながら同乗の場合を含む)
- 会員の犯罪行為中の場合
- 会員又はその遺族が不正に見舞金の支給を受けようとした場合
- 地震・洪水その他の天災による事故

交通事故の時は!

どんな軽いケガでも必ずすぐ警察署へ届け出てください。交通事故故証明書がないと見舞金が減額されます。